

## 佐世保市の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例(平成 年 佐世保市条例第 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第4条ただし書きの規定による駐車施設を附置する必要がない建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設とする。

(荷さばきのための駐車施設附置免除に基準)

第3条 条例第5条第1項ただし書の規定による市長の定める面積は、1,000平方メートルとする。

(駐車施設の区画)

第4条 駐車施設は、駐車のために供する部分及び車路を明確に区分するとともに、駐車のために供する部分を1台ごとに区分しなければならない。

(承認申請)

第5条 条例第10条第2項の規定による駐車施設の設置の承認を受けようとする者は、駐車施設設置承認申請書(様式第1号)2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときもまた同様とする。

(承認の通知)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について承認又は不承認を決定したときは、駐車施設設置承認通知書又は駐車施設設置不承認通知書(様式第2号)に所要事項を記載して申請者に通知する。

(届出)

第7条 条例第13条の規定に基づき第4条から第7条までの規定により駐車施設を設けようとする者は、駐車施設設置届出書(様式第3号)2通に別表に掲げる図面2部を添付して市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合もまた同様とする。

(工事完了届)

第8条 第4条の規定により駐車施設の設置の承認申請をした者及び前条の規定により駐車施設の設置を届け出た者は、工事完了後速やかに工事完了届(様式第4号)2通を市長に提出し工事完了の確認を受けなければならない。

(立入検査の際の身分証明書)

第9条 条例第14条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第5号のとおりとする。

(措置命令書)

第10条 条例第15条に規定する駐車施設の附置及び設置又は現状回復その他当該違反を是正するための措置命令は、措置命令書(様式第6号)による。

附則

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附則(平成11年2月22日規則第4号)

( 施行期日 )

1 この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この規則の施行の際現に建築物の新築若しくは増築又は用途変更のため工事に着手している者が附置しなければならない駐車施設については、この規則による改正後の佐世保市の建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

( 参考資料 )

用語の定義

( 1 ) 特定用途の建築物とは次のものをいう。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踊場、遊技場、体育館、百貨店その他の店舗、病院、事務書、卸売市場、倉庫及び工場とする。

( 2 ) 非特定用途の建築物とは

寺社仏閣、マンション、駅舎等 ( 1 ) に記する以外の用途のものをいう。

別表 ( 第 5 条及び第 7 条関係 )

	図面の種類	明示すべき事項
駐 車 施 設	位置図 ( 縮尺 2,500 分の 1 )	方位、道路、目標となる建物等及び位置並びに駐車施設を設けなければならない建築物との距離
	配置図 ( 縮尺 300 分の 1 以上 )	縮尺、方位、規模、敷地の境界線、駐車施設内外の自動車通路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図 ( 縮尺 200 分の 1 以上 )	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内の自動車通路及びその幅員
建 築 物	配置図 ( 縮尺 300 分の 1 以上 )	縮尺、方位、規模、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路及びその幅員
	各階平面図 ( 縮尺 200 分の 1 以上 )	縮尺、方位、間取り、規模及び各階の用途